

平成29年文化審議会第一次答申

- 「文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、**文化財の魅力の発信強化が必要**である。」
- 「史跡における復元建物は…（中略）…その価値を広く知ってもらうためのものであり、**適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資する**ものである。」
- 「天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、**復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要**である。」

復元基準

歴史的建造物の「復元」

- 往時の歴史的建造物の規模・構造・形式等を忠実に再現する「復元」

→忠実性を主な軸に基準を定め、国際憲章に示された考え方を尊重しつつ、多角的で十分な分析・検討を踏まえて「復元」を実施

「復元」に係る基準は引き続き維持

歴史的建造物の「復元的整備」

- 利活用の観点から往時の歴史的建造物の外観を忠実に再現しつつ、内部構造のみ一部変更して再現する「復元的整備」

→復元基準を参考に検討すること以上の規範がなく、利活用の観点など、再現目的に合致した効果を適切に引き出すための有効な指針になっていない

→内部の意匠・構造の一部変更以外の再現により歴史的価値の理解促進等が図られているものの、このような再現に関する規定がない

「復元的整備」を含め、「復元」以外の再現についての内容や許容範囲を明確化（新たな「復元的整備」）

- 歴史的建造物の再現のうち、「復元」に合致しない再現の許容範囲を定めるほか、再現目的に合致した効果が的確に引き出されるための手順等や忠実性との関係での留意点等について指針することが必要

歴史的建造物の再現

史跡全体の価値の理解に資する再現

